

「学校いじめ防止基本方針」の制定（お知らせ）

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、過日、本校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

これは、学校として、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するためのもので、内容と組織は下記のとおりです。

いじめの問題に関しては、これまでもさまざまな取り組みをしてきたところですが、今回、法の制定を機に、学校として改めてその対応・対策について確認し、組織的に取り組んでいきます。

児童生徒の健全育成のため、今後もお子さまのことで気になることがあれば、いつでも学校に相談していただければと思います。学校と保護者で手を取り合っていきましょう。ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「学校いじめ防止基本方針」

岩手大学教育学部附属特別支援学校

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

- 1 いじめの問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの基本認識

II いじめの未然防止のための取り組み

- 1 教職員による指導について
- 2 児童生徒に培う力とその取り組み
- 3 いじめ防止等の対策のための組織
- 4 家庭・関係機関・地域との連携
- 5 教職員研修

III いじめの早期発見のための取り組み

- 1 いじめの早期発見のために
- 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

IV いじめの問題に対する早期対応

- 1 いじめの問題に対する措置の基本的な考え方
- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

V 重大な事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態の報告
- 3 重大事態の調査

VI 学校評価